

事業報告書			
医療法人整理番号		28050	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	社会医療法人三栄会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	社会医療法人	
	分類③	基金制度採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県		
	市区町村	姫路市	
	町名・番地	網干区和久68番1	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	昭和45年3月31日	
(4)	設立登記年月日	昭和48年3月31日	
(5)	理事長の氏名	塚崎	
	姓		
	名	秀樹	
	役員及び評議員の人数	7	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	
兵庫県	姫路市	網干区和久 6 8 番 1		

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	塚崎	秀樹	
理事	夫	由彦	
理事	栗岡	英生	
理事	近藤	天韻	
理事	塚崎	裕司	
理事	中村	純	
理事	飛岡	秀典	
監事	早原	勝正	
監事	三木	由佳子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
病院	社会医療法人三栄会ツカサキ病院	姫路市	281400834	兵庫県姫路市網干区和久 6 8 番 1	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	社会医療法人三栄会三栄会広畑病院	姫路市	2814022535	兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番1	406	0	0	0	0	0	0
診療所	社会医療法人三栄会ツカサキクリニック	姫路市	281400842	兵庫県姫路市下手野2丁目4番5号	130	0	0	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書					
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
ツカザギ訪問看護ステーション		姫路市広畑区夢前町3丁目1-1		
ツカザギ居宅介護支援事業所広畑		姫路市広畑区夢前町3丁目1-1		
ツカザギ訪問看護ステーション網干		姫路市網干区和久34-4		
ツカザギ居宅介護支援事業所網干		姫路市網干区和久34-4		
ツカザギヘルパーステーション		姫路市広畑区夢前町3丁目1-1		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月20日	令和6年度事業報告及び決算承認
令和8年3月19日	令和8年度事業法人及び予算承認・借入最高限度額・病院長退任に伴う理事退任
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久 6 8 番 1

※医療法人整理番号 28050

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	8,010,131	I 流動負債	5,319,225
現金及び預金	4,601,316	支払手形	0
事業未収金	3,299,420	買掛金	1,182,850
有価証券	0	短期借入金	1,756,173
たな卸資産	123,075	未払金	1,068,520
前渡金	1,476	未払費用	90,194
前払費用	39,796	未払法人税等	4,136
その他の流動資産	14,015	未払消費税等	13,265
貸倒引当金	-68,969	前受金	21
		預り金	155,201
		前受収益	115
		その他引当金	0
		その他の流動負債	0
		賞与引当金	648,417
		短期リース債務	400,330
II 固定資産	13,637,717	II 固定負債	12,696,256
1 有形固定資産	13,396,907	医療機関債	0
建物	7,963,986	長期借入金	9,622,347
構築物	315,514	繰延税金負債	0
医療用器械備品	533,830	その他引当金	0
その他の器械備品	68,324	その他の固定負債	0
車両及び船舶	3,707	長期リース債務	1,130,486
土地	3,143,076	退職給付引当金	1,943,422
建設仮勘定	168		
その他の有形固定資産	1,368,299	負債合計	18,015,481
		純資産の部	
2 無形固定資産	222,694	科目	金額
借地権	0	I 基金	0
ソフトウェア	221,168	II 積立金	3,632,368
その他の無形固定資産	1,525	代替基金	0
3 その他の資産	18,115	繰越利益積立金	3,596,486
有価証券	0	その他積立金	0
長期貸付金	2,104	設立等積立金	35,881
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	2,104	III 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金	4,539	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	3,538	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	10,037	純資産合計	3,632,368
貸倒引当金	-2,104	負債・純資産合計	21,647,849
資産合計	21,647,849		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

医療法人整理番号	28050
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			19,934,703
2 事業費用			
(1) 事業費	18,881,967		
(2) 本部費	325,229		19,207,196
本来業務事業利益			727,507
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			435,447
2 事業費用			416,890
附帯業務事業利益			18,557
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			746,064
II 事業外収益			
受取利息	8,185		
その他の事業外収益	0		8,185
III 事業外費用			
支払利息	111,100		
その他の事業外費用	0		111,100
経常利益			643,149
IV 特別利益			
固定資産売却益	45		
その他の特別利益	0		45
V 特別損失			
固定資産売却損	7,429		
その他の特別損失	0		7,429
税引前当期純利益			635,765
法人税・住民税及び事業税	4,136		
法人税等調整額	0		4,136
当期純利益			631,629

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

※医療法人整理番号	28050
-----------	-------

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	21,647,849 千円
2. 負 債 額	18,015,481 千円
3. 純 資 産 額	3,632,368 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,010,131
B 固 定 資 産	13,637,717
C 資 産 合 計 (A+B)	21,647,849
D 負 債 合 計	18,015,481
E 純 資 産 (C-D)	3,632,368

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名

所在地

※医療法人整理番号

28050

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人三栄会

理事長 塚崎 秀樹 殿

私たちは、社会医療法人三栄会の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月21日

社会医療法人三栄会

監事 早原 勝正

監事 三木 由佳子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三栄会

住所： 兵庫県姫路市網干区和久68番1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人三栄会ツカザキ病院
施設の所在地	兵庫県姫路市網干区和久 6 8 番 1
管轄保健所名	姫路市保健所

1 診療科目

科 目	脳神経外科	外科	整形外科	総合内科	眼科	消化器内科
	呼吸器外科	循環器内科	心臓血管外科	脳神経内科	乳腺外科	泌尿器科
	人工透析内科	リハビリテーション科	放射線科	麻酔科	消化器外科	糖尿病内科
	感染症内科	呼吸器内科	救急科	形成外科	病理診断科	小児科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☒ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☐ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☒ 専用病床（ 6床） ☒ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☒ 備蓄倉庫 ☒ ヘリポート（ ☒ 敷地内 ☐ 近接地） ☒ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
 (○年○月完成予定)
- ・設備整備計画
 (○年○月整備予定)

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	117	0	31	29	0	26	2	361	0	12	64	34	37	140	11		864
実人員	115 .3	0	25. 2	26. 8	0	24. 8	1	348 .2	0	12. 0	64	33. 0	35. 8	130 .2	8.7		825
内特殊関係者	3																3

5 勤務体制

	体制	昼間（15 時現在）		夜間（3 時現在）		休日（15 時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	42	1	2	1	2
	オンコール			4		4	
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		17		1		1
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		16	3		3	
	オンコール						
臨床検査技師	病院内		20	1		1	
	オンコール						
看護師	病院内	8	17	3		6	
	オンコール			1			
合 計	病院内	6	98	7	3	10	3
	オンコール			5		5	
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	6	98	7	3	10	3
	オンコール			5		5	
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

① 感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

② 医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。
- ③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。
※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。
- ④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

- ① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。
- ② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を經由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を經由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

- ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三栄会

住 所： 兵庫県姫路市網干区和久 6 8 番 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人三栄会ツカザキ病院
病院の所在地	兵庫県姫路市網干区和久 6 8 番 1
管轄保健所名	姫路市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 1 1 , 6 4 6 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 3 9 件
合 計	1 1 , 6 8 5 件
3 会計年度平均	3 , 8 9 5 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)	1 2 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)	1 2 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤ 4 , 2 4 0 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	件
---	---

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,880件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	11件
合計	3,891件

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,917件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	12件
合計	3,929件

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,849件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	16件
合計	3,865件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	11,646件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	39件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三栄会 理事長 塚崎 秀樹

住所： 兵庫県姫路市網干区和久 68 番 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人三栄会 三栄会広畑病院 へき地医療拠点病院の指定 （ 有 ・ 無 ）
病院の所在地	兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番1
管轄保健所名	姫路市保健所

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
宍粟市国民健康保険 千種診療所	49日間	3人	53人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計	49日間	3人	※ 53人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった目がある場合〕

期間						日数	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
通算日数						日	

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	49日間	宍粟市国民健康保険 千種診療所	3人	53人日	眼科
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	53人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和○年○月○日」、派遣期間は「令和○年○月○日～令和○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人三栄会（以下「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号の法人役員に適用する。

- ① 医師である理事
- ② 医師以外の理事
- ③ 監事
- 2 法人の職員として業務に従事していない場合は、役員報酬は支給しない。
- 3 監事には、監査業務に対する報酬として年間10万円を支給する。
- 4 役員への報酬は、民間事業者の役員報酬や従業員の給与、当法人の経理の状況を考慮して、不当に高額とならないものとする。

(報酬体系)

第3条 法人役員に支給する報酬及び各手当は次のとおりとする。但し令和6年7月1日以前から継続して管理者である理事及び医師である理事は旧制度を継続する。

- ① 報酬：法人役員に支給する年間報酬額は各事業所の機能や規模の違いによる職務の複雑さ、多忙さ、責任の度合い等を考慮し、それぞれ固定の報酬額とする。【年間報酬額：別紙記載】
- ② 食事手当：理事長、会長、管理者以外の役員に支給する。手当額は医師である役員については医師賃金規程、医師以外である役員については職員賃金規程を適用する。
- ③ 通勤手当：法人役員には通勤手当を支給する。手当額は医師である役員については医師賃金規程、医師以外である役員については職員賃金規程を適用する。
- 2 役員に賞与は支給しない。
- 3 役員報酬の上限は年間3600万円とする。
- 4 役員報酬は社員総会で決定する。
- 5 業務外の疾病、負傷等による欠勤に対する報酬及び各手当の控除は行わない。
- 6 上記の欠勤が長期間に及ぶ場合の待遇等については、その都度理事会で決定する。
- 7 理事会で承認された特別な事情により、法人で通勤に要するタクシー代金を負担する場合は、通勤手当を支給しない。

(報酬の起算・締切り及び支払日)

第4条 役員に支給する報酬及び手当は、毎月1日を起算日、末日を締切日とし、翌月25日（支払日が銀行休業日の場合はその前日）に支払う。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、通貨でその全額を支払う。但し、本人が承諾した場合は本人の銀行口座に振り込み支払いする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。
 - ① 法人の支給する賃金にかかる源泉所得税及び住民税
 - ② 法令で定められた社会保険料
 - ③ 規程等で明確化されているもの
 - ④ その他個人が負担すべき費用等

(退職金)

第6条 退職金は、退職金規程に準じる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会にて決定する。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部を改定し、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部(監事報酬)を改定し、平成29年4月1日から施行する。
この規程の一部(院長職以外の理事に関する規定)を改定し、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この規程の一部を改定し、令和6年7月1日から施行する。(第3条、報酬体系の記載内容を修正。第9条、昇給を削除)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	3, 403, 135, 754 円				4, 606, 996, 214 円
現金及び預金					4, 601, 316, 811 円
事業未収金	3, 299, 420, 518 円				0 円
有価証券					0 円
たな卸資産	123, 068, 436 円				7, 403 円
前渡金	1, 476, 190 円				0 円
前払費用	34, 124, 504 円				5, 672, 000 円
その他の流動資産	-54, 953, 894 円				0 円
固定資産	13, 632, 739, 899 円	0 円	0 円	0 円	4, 977, 500 円
有形固定資産	13, 396, 739, 259 円	0 円			168, 300 円
建物	7, 963, 986, 305 円	0 円			0 円
構築物	315, 514, 841 円	0 円			0 円
医療用器械備品	533, 830, 554 円	0 円			0 円
その他の器械備品	68, 324, 340 円	0 円			0 円
車両及び船舶	3, 707, 961 円	0 円			0 円
土地	3, 143, 076, 137 円	0 円			0 円
建物仮勘定		0 円			168, 300 円
その他の有形固定資産	1, 368, 299, 121 円	0 円			0 円
無形固定資産	222, 694, 528 円	0 円			0 円
借地権	0 円	0 円			0 円
ソフトウェア	221, 168, 562 円	0 円			0 円
その他の無形固定資産	1, 525, 966 円	0 円			0 円
その他の資産	13, 306, 112 円		0 円	0 円	4, 809, 200 円
有価証券					0 円
長期貸付金					4, 539, 200 円
役職員等長期貸付金					0 円
長期前払費用	3, 538, 312 円				0 円
繰延税金資産	0 円				0 円
減価償却引当特定預金			0 円		
〇〇事業特定預金				0 円	
その他の固定資産	9, 767, 800 円				270, 000 円
資産合計	① 17, 035, 875, 653 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	4, 611, 973, 714 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	ツカザキ病院	三栄会三栄会 広畑病院	クリニック	在宅事業部
流動資産	3,403,135,754 円	2,667,320,743 円	572,359,357 円	89,955,605 円	73,500,049 円
事業未収金	3,299,420,518 円	2,588,934,371 円	551,674,617 円	85,590,688 円	73,220,842 円
たな卸資産	123,068,436 円	97,806,216 円	21,380,107 円	3,768,815 円	113,298 円
前渡金	1,476,190 円	1,439,190 円	22,000 円	0 円	15,000 円
前払費用	34,124,504 円	29,341,983 円	4,090,621 円	566,100 円	125,800 円
その他の流動資産	-54,953,894 円	-50,201,017 円	-4,807,988 円	30,002 円	25,109 円
固定資産	13,632,739,899 円	9,064,796,085 円	4,326,857,937 円	174,187,992 円	66,897,885 円
有形固定資産	13,396,739,259 円	8,927,793,476 円	4,236,074,487 円	174,010,358 円	58,860,938 円
建物	7,963,986,305 円	5,958,986,598 円	1,908,545,819 円	63,503,073 円	32,950,815 円
構築物	315,514,841 円	148,659,118 円	166,645,712 円	210,011 円	0 円
医療用器械備品	533,830,554 円	450,094,641 円	79,016,338 円	4,719,575 円	0 円
その他の器械備品	68,324,340 円	36,987,033 円	29,578,202 円	1,598,962 円	160,143 円
車両及び船舶	3,707,961 円	3,707,960 円	1 円	0 円	0 円
土地	3,143,076,137 円	1,240,828,965 円	1,800,852,435 円	101,394,737 円	0 円
その他の有形固定資産	1,368,299,121 円	1,088,529,161 円	251,435,980 円	2,584,000 円	25,749,980 円
無形固定資産	222,694,528 円	124,614,497 円	89,986,450 円	77,634 円	8,015,947 円
借地権	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア	221,168,562 円	123,088,531 円	89,986,450 円	77,634 円	8,015,947 円
その他の無形固定資産	1,525,966 円	1,525,966 円	0 円	0 円	0 円
その他の資産	13,306,112 円	12,388,112 円	797,000 円	100,000 円	21,000 円
長期前払費用	3,538,312 円	3,538,312 円	0 円	0 円	0 円
繰延税金資産	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の固定資産	9,767,800 円	8,849,800 円	797,000 円	100,000 円	21,000 円
資産合計	⑤ 17,035,875,653 円	11,732,116,828 円	4,899,217,294 円	264,143,597 円	140,397,934 円

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において

複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載) すること。

○ 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。

○ ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円

		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
兵庫県姫路市網干区和久68番地1	40769.26 m ²	0 m ²	40769.26 m ²	病院敷地
				駐車場
兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番地1	28309.3 m ²	0 m ²	28309.3 m ²	病院敷地
				駐車場
兵庫県姫路市下手野2丁目4番5号	3477.80 m ²	0 m ²	3477.80 m ²	病院敷地
				駐車場

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
兵庫県姫路市網干区和久68番地1	40769.26 m ²	0 m ²	40769.26 m ²	病院敷地	m ²
				駐車場	m ²
					m ²
兵庫県姫路市広畑区夢前町3丁目1番地1	28309.3 m ²	0 m ²	28309.3 m ²	病院敷地	m ²
				駐車場	m ²
					m ²
兵庫県姫路市下手野2丁目4番5号	3477.80 m ²	0 m ²	3477.80 m ²	病院敷地	m ²
				駐車場	m ²
					m ²

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
血管撮影装置	BRANSIST Safire HG9	1	16,470,000	自用	救急外来
超音波画像診断装置	Vivid E95	1	18,500,000	自用	検査室
島津血管撮影システム	TriniasB12	1	176,800,000	自用	放射線科
全身用マルチスライスCT装置64列	Revolution EVO EX	1	59,000,000	自用	放射線
MRI装置	SIGNAPioneer3.0TXT	1	177,321,000	自用	放射線

血管造影 X 線診断装置	Azurion7B20/15	1	144, 400, 000	自用	放射線
汎用超音波画像診断装置	Vivid E95	1	16, 800, 000	自用	検査室
オルシス	キャノン OCT-S1	1	20, 000, 000	自用	眼科
QuantaCyber	TM200W	1	16, 000, 000	自用	泌尿器
前眼部 OCT	CASIA2Advanc	1	11, 680, 000	自用	眼科
血管撮影装置	HybridOR Azurion7M20	1	104, 545, 455	自用	手術室
全身用 X 線 CT 装置	AouilionLightning	1	37, 367, 000	自用	放射線

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第 4 2 条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。
- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。
- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。
なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区久々68番1

※医療法人整理番号 28000

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和7年3月31日 残高	35,881	3,010,385	3,076,266	3,076,266
誤謬の訂正による累積的影響額		△ 75,528	△ 75,528	△ 75,528
棚及処理後等会計年度期首残高	35,881	2,984,858	3,000,740	3,000,740
会計年度中の変動額				
当期純利益		631,627	631,627	631,627
会計年度中の変動額合計		631,627	631,627	631,627
令和8年3月31日 残高	35,881	3,596,486	3,632,368	3,632,368

1. 純資産の変動事由及び金額の増減は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 貸倒・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて貸倒・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度末残高、会計年度末残高に区分して記載すること。
3. 積立金及び純資産の年合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人三栄会

※医療法人整理番号

28050

所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	12,074,281	53,201	3,915	12,123,567	4,159,581	477,519	7,963,9
	構築物	737,461	499	-	737,960	422,445	47,797	315,5
	医療用器械備品	3,659,161	221,222	20,138	3,860,245	3,326,414	290,318	533,8
	その他の器械備品	502,974	29,283	1,194	531,063	462,738	40,793	68,3
	車両運搬具	10,658	5,337	3,800	12,195	8,487	1,629	3,7
	土地	3,143,076	-	-	3,143,076	-	-	3,143,0
	リース資産	3,202,868	210,130	-	3,413,000	2,044,700	349,809	1,368,2
	建設仮勘定	9,628	168	9,628	168	-	-	1
	計	23,340,109	519,842	38,675	23,821,276	10,424,369	1,207,867	13,396,9
無形 固定 資産	ソフトウェア	946,264	61,822	-	1,008,086	786,917	105,470	221,1
	その他の無形固定資産	13,976	-	-	13,976	12,450	144	1,5
	計	960,240	61,822	-	1,022,062	799,367	105,614	222,6
その 他の 資産	長期貸付金	5,965	6,633	5,954	6,644	-	-	6,6
	長期前払費用	26,511	2,431	1,028	27,914	24,376	3,878	3,5
	その他の固定資産	11,418	1,202	2,583	10,037	-	-	10,0
	計	43,894	10,267	9,565	44,596	24,376	3,878	20,2

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。



5
)
86
14
30
24
'07
76
99
.68
07
68
i25
94
i44
i38
37
20

様式第六号

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

※医療法人整理番号	28050
-----------	-------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	58,650	6,458	-	-	65,109
奨学金免除引当金	5,836	2,104	1,976	-	5,965
賞与引当金	667,754	648,417	667,754	-	648,417
退職給付引当金	2,066,772	244,902	368,252	-	1,943,422

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

※医療法人整理番号	28050
-----------	-------

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	799,804	799,804	1.7	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	349,924	956,369	0.8	—
1年以内に返済予定のリース 債務	378,040	400,330	—	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	10,578,716	9,622,347	0.9	2025年～2052年
リース債務（1年以内に返済 予定のものを除く。）	1,309,580	1,130,486	—	2025年～2033年
合 計	13,416,064	12,909,336	—	—

1. 長期借入金の貸借対照表日後の返済額は以下のとおりです。

1年超2年内返済	468,369 千円
2年超3年内返済	468,369 千円
3年超4年内返済	427,482 千円
4年超5年内返済	413,773 千円
5年超返済	7,844,354 千円

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）

及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。

3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久68番1

※医療法人整理番号	28050
-----------	-------

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
	0	0
計	0	0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
	0	0
計	0	0

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人三栄会
所在地 兵庫県姫路市網干区和久6 8 番 1

※医療法人整理番号	28050
-----------	-------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	5,132,215	-	5,132,215	672		5,132,888
給与費	9,457,606	289,887	9,747,494	358,579		10,106,073
委託費	673,625	4,863	678,488	367		678,856
経費	1,547,908	28,278	1,576,187	33,827		1,610,015
その他の事業費用	2,070,612	2,199	2,072,812	23,443		2,096,255
計	18,881,967	325,229	19,207,197	416,890		19,624,088

1. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
2. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3 年～39 年
構築物	7 年～20 年
医療機器備品	2 年～15 年
その他の器械備品	2 年～20 年
車両運搬具	2 年～6 年

② リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

② 奨学金免除引当金

貸付金（奨学貸付金）の返済免除に備えるため、債務免除見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式によっております。但し、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としています。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理方法

補助金については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産および債務

【担保にしている資産】

科目	金額（千円）
現金及び預金	85,184
建物	4,025,785
土地	1,303,659
計	5,414,628

【担保にかかる債務】

科目	金額（千円）
長期借入金 （1 年以内返済予定を含む）	10,578,716
計	10,578,716

7 誤謬の訂正に関する事項

過年度における事業収益及び事業未収金の計上に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当会計年度の期首の純資産の帳簿価格に反映されております。影響額につきましては、純資産変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産に係る減価償却累計額 10,424,369 千円

② 基本財産の増減及び残高

(単位：千円)

	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,143,076	-	-	3,143,076
合計	3,143,076	-	-	3,143,076

③ 補助金の内訳、交付及び影響額

当会計年度に事業収益として計上した補助金は以下の通りです。

補助金の名称	交付者	金額（千円）
医療機関等物価上昇支援事業補助金	厚生労働省	214,493
医療機関等賃上げ支援事業費補助金	厚生労働省	45,024
院内保育所運営補助金	兵庫県	7,893
医療機関等生産性向上職場環境整備等補助金	兵庫県	21,620
医療機関等光熱費高騰対策一時支援金	兵庫県	15,093
臨床研修費補助金	兵庫県国庫金	6,360
臨床研修費補助金	公立大学法人大阪	3,266
後送補助金	姫路市救急	54,766
福祉施設等物価高騰給付金	姫路市	1,020
ふるさと融資保証料	姫路市	2,188
南西部地域医療体制確保整備利子補給	姫路市	36,889
姫路市地域保健医療推進事業補助金	姫路市	20,000
南西部医療機関臨時運営助成事業補助金	姫路市	70,622
特定求職者雇用開発助成金	兵庫労働局	2,325
臓器提供施設連携体制構築助成金	日本臓器移植ネットワーク	2,558
オンライン資格確認導入時購入補助金等	社会保険資料報酬支払基金	1,667
計		505,790

なお、事業収益として計上した補助金のうち 65,010 千円は未収入金に計上しています。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月17日

社会医療法人三栄会
理事会 御中

あすなろ監査法人

渋谷事務所
代表社員 公認会計士
業務執行社員

辻 高史 

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人三栄会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上